

許可番号 第 08320003245 号

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平 林 実

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

許可の年月日 令和 2 年 10 月 9 日  
許可の有効期限 令和 9 年 10 月 8 日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 中間処理(選別、破碎、切断、圧縮、溶融)

(2) 産業廃棄物の種類

### ①選別【岡山工場、港工場】

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

### ②選別【御津工場】

廃プラスチック類 以上1種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

### ③破碎【港工場No.1破碎機】

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

### ④破碎【港工場No.2破碎機】

廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず 以上5種類(自ら行った処分により生じた中間処理産業廃棄物に限る。)(石綿含有産業廃棄物を除く。)(自動車等破碎物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

### ⑤破碎【御津工場】

廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず 以上5種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

### ⑥切断【港工場】

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

### ⑦切断【御津第二工場】

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず 以上3種類(廃太陽光パネルに限る。)(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

### ⑧圧縮【岡山工場】

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず 以上3種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

### ⑨溶融【岡山工場】

廃プラスチック類 以上1種類(廃発泡スチロールに限る。)

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1)【岡山工場】岡山市北区下中野407番3外8筆(面積:4,770.36㎡)  
 選別施設 [処理能力]180t/日(H9.1.7設置)(1日8時間稼働)  
 圧縮施設 [処理能力]6t/日(H9.1.7設置)(1日8時間稼働)  
 溶融施設 [処理能力]廃プラスチック類 640kg/日(廃発泡スチロールに限る。)(H11.1.26設置)(1日8時間稼働)
- (2)【港工場】岡山市中区新築港1番14外2筆(面積:10,151.05㎡)  
 選別施設 [処理能力]180t/日(H5.1.7設置)(1日8時間稼働)  
 破碎施設 No.1破碎機[処理能力]廃プラスチック類 27t/日、紙くず 47t/日、木くず 10t/日、繊維くず 27t/日、ゴムくず 27t/日、金属くず 133t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)-陶磁器くず 266t/日、がれき類 47t/日(H24.9.15設置、許可年月日H24.8.16、許可番号 第(7)-13号、第(8の2)-37号)(1日8時間稼働)  
 破碎施設 No.2破碎機[処理能力]廃プラスチック類28t/日、紙くず24t/日、木くず44t/日、金属くず92t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)-陶磁器くず81t/日(自ら行った処分により生じた中間処理産業廃棄物に限る)(H14.4.5設置、許可年月日H18.10.30、許可番号第(7)-10号、第(8の2)-21号)(1日8時間稼働)  
 切断施設 [処理能力]36t/日(H8.12.26設置)(1日8時間稼働)
- (3)【御津工場】岡山市北区御津高津120番13の一部(面積:25,048㎡)  
 選別施設 [処理能力]廃プラスチック類 17t/日(H29.2.22設置)(1日17時間稼働)  
 破碎施設 No.1破碎機[処理能力]廃プラスチック類 120t/日、ゴムくず 208.8t/日、金属くず456t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)-陶磁器くず 403.2t/日(H12.11.7設置、許可年月日 H12.11.7、許可番号第1-(7)-1号)(1日24時間稼働)  
 破碎施設 No.2破碎機[処理能力]廃プラスチック類 9.18t/日(H27.3.6設置、許可年月日H27.1.16、許可番号第(7)-16号)(1日17時間稼働)  
 破碎施設 No.3破碎機[処理能力]廃プラスチック類 9.39t/日(H27.3.6設置、許可年月日H27.1.16、許可番号第(7)-17号)(1日17時間稼働)  
 破碎施設 No.5破碎機[処理能力]廃プラスチック類9.72t/日(H27.3.6設置、許可年月日H27.1.16、許可番号第(7)-18号)(1日17時間稼働)  
 破碎施設 No.6破碎機[処理能力]廃プラスチック類10.05t/日(H27.3.6設置、許可年月日H27.1.16、許可番号第(7)-19号)(1日17時間稼働)  
 破碎施設 No.7破碎機[処理能力]廃プラスチック類4.81t/日、金属くず4.81t/日(1日8時間稼働)  
 破碎施設 No.8破碎機[処理能力]廃プラスチック類10.03t/日(H27.3.6設置、許可年月日H27.1.16、許可番号第(7)-20号)(1日17時間稼働)  
 破碎施設 No.9破碎機[処理能力]廃プラスチック類 93.6t/日、木くず295.2t/日、金属くず266.4t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)-陶磁器くず 376.8t/日(H28.6.22設置、許可年月日 H28.2.16、許可番号第(7)-21号、第(8の2)-40号)(1日24時間稼働)
- (4)【御津第二工場】岡山市北区御津高津120番12(面積:67,729㎡)  
 切断施設 [処理能力]1,440枚/日(60セル/結晶系モジュールとして25.92t/日)(廃太陽光パネルに限る。)(H31.2.15設置)(1日24時間稼働)

3. 許可の条件

- (1)選別を行う場所は岡山工場【岡山市北区下中野407番3外8筆(面積:4,770.36㎡)】、港工場【岡山市中区新築港1番14外2筆(面積:10,151.05㎡)】及び御津工場【岡山市北区御津高津120番13の一部(面積:25,048㎡)】に限る。  
 (2)破碎を行う場所は港工場及び御津工場に限る。  
 (3)切断を行う場所は港工場及び御津第二工場【岡山市北区御津高津120番12(面積:67,729㎡)】に限る。  
 (4)圧縮を行う場所は岡山工場に限る。  
 (5)溶融を行う場所は岡山工場に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成25年10月 9日 更新許可  
 平成26年 5月14日 許可証書換え(代表者の変更)  
 平成26年 6月23日 許可証書換え(御津工場No.3破碎機の変更)  
 平成27年 3月13日 許可証書換え(①御津工場No.2,3,5,6,8破碎機の稼働時間延長に伴う処理能力増大、  
 ②御津工場No.9破碎機の廃止)  
 平成28年 7月 1日 許可証書換え(御津工場No.9破碎機の追加)  
 平成28年 8月16日 変更許可(御津工場の破碎する産業廃棄物の種類の追加)  
 平成29年 2月22日 許可証書換え(御津工場選別施設の変更)  
 平成29年12月27日 許可証書換え(水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いの明確化)  
 平成31年 2月27日 変更許可(御津第二工場での切断の追加)  
 令和 元年 8月27日 許可証書換え(港工場No.3破碎機の廃止)  
 令和 2年 8月 4日 許可証書換え(東岡山営業所の廃止)  
 令和 2年10月 9日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無